

愛西市国民健康保険条例の一部改正について

第1 改正の概要

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対し、傷病手当金を支給するもの

第2 改正の理由

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に鑑み、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金を支給するもの

第3 改正の内容

1 対象者

国民健康保険被保険者である被用者で、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者

2 支給対象となる日数

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務を予定していた日

3 支給額

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×支給対象となる日数

4 適用期間

令和2年1月1日から規則で定める日までの間で療養のため労務に服することができない期間

第4 施行期日

公布の日

下記のいずれかに○印を付けてください。また、その他ご意見がございましたらご記入をお願いいたします。

賛成する ・ 反対する

ご意見欄

※5月13日（水）までに返信用封筒にて返送してください